

第2次渋川市環境基本計画実施計画書 (2024-2028)

- 1 【生活環境】安全で安心して生活し続けられるまち
- 2 【自然環境】緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち
- 3 【快適環境】地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち
- 4 【循環型社会】廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち
- 5 【地球環境】持続可能な低炭素化を進めるまち
- 6 【学習・参加】地域協働による環境づくりをするまち

令和6年3月

渋川市

第2次渋川市環境基本計画 (2024－2028)

環境像

豊かな自然と多様な風土を
みんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ

基本理念

健康で安全かつ文化的な生活環境と地域環境を
《守る》 《つなげる》 《つくり出す》

基本方針

基本目標

個別目標

1 【生活環境】

安全で安心して生活し続けられるまち

1-1 良好な生活環境を守る

- 1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち
- 1-1-2 水質汚濁のない気持ちよく訪れることができる水辺
- 1-1-3 土壌・地下水汚染のない安全なまち
- 1-1-4 騒音や振動が防止された安心できる近隣環境
- 1-1-5 悪臭のない快適なまち
- 1-1-6 放射性物質の影響が少ない安心なまち

2 【自然環境】

緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

2-1 雄大な自然環境を守る

- 2-1-1 水資源が健全に循環し、自然が保全されるまち
- 2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

2-2 生物多様性を守る

- 2-2-1 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生物と共存するまち

3 【快適環境】

地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち

3-1 歴史と文化をつなぐ

- 3-1-1 歴史的環境の保全と活用が進んだ魅力あるまち
- 3-1-2 文化的活動の進んだ魅力あるまち

3-2 良好な景観を守る

- 3-2-1 緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち
- 3-2-2 ふらっと歩きたくなるまちづくり

4 【循環型社会】

廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

4-1 資源を有効に活用する

- 4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち
- 4-1-2 ごみが適正に処理される爽やかなまち
- 4-1-3 不法投棄防止や環境美化が進み、安心できるまち
- 4-1-4 食品ロスなどの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち

5 【地球環境】

持続可能な低炭素化を進めるまち

5-1 地球温暖化防止活動を推進する

- 5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち
- 5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち
- 5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所

5-2 エネルギーを有効に活用する

- 5-2-1 エネルギー効率のよいライフスタイル
- 5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち
- 5-2-3 都市インフラと公共交通の省エネルギーが進んだまち

6 【学習・参加】

地域協働による環境づくりをするまち

6-1 環境学習、環境情報の共有を推進する

- 6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち
- 6-1-2 地域環境資源を未来につなぐまち

6-2 参加、協働を推進する

- 6-2-1 市民参加と協働が進み、市民・事業者・市がともに環境を創るまち

実施計画書の見方

- 1 この実施計画は、第2次渋川市環境基本計画(以下、「基本計画」)を効果的に推進するため、環境像の実現に向け個別目標に掲げた各施策に関わる主要事業等で構成されています。
- 2 主要事業は、環境保全に関連し、かつ3か年以上継続する見込みがある事業を掲載しています。
- 3 表中の「〈重①〉〈重②〉〈重③〉」は、重点施策にあたります。
- 4 区分のうち、「新規」は令和6年度の新規事業、「拡充」は令和6年度から事業内容を拡充した事業、「統合」は前年度から複数の事業を統合した事業、「廃止」は前年度までで廃止した事業となっています。
- 5 基本計画に掲げる指標に関わる「主要事業」は、「指標の有無」欄に「●印」を表記しています。
- 6 第2次渋川市総合計画に掲げられている主要事業は、「第2次総合計画主要事業」欄に「○印」を表記しています。
- 7 複数の主要事業や複数の所属での同一事業は、まとめて整理しました。

基本方針1【生活環境】安全で安心して生活し続けられるまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画 主要事業
良好な生活環境を守る	1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち	(1)大気汚染の監視と迅速な情報提供 (2)酸性雨の把握 (3)大気汚染の発生源対策	1	環境森林課		環境調査事業 (酸性雨)	酸性雨の調査を行う。	●	○
			2	環境森林課		環境調査事業 (大気)	県設置の常時監視装置テレメータ測定局による大気汚染物質の常時監視、それを補完する市独自のアルカリろ紙による市内18か所で継続的に大気汚染物質を測定する。		○
			3	環境森林課		公害防止協定の締結	現在、市内の企業団地などに進出している16事業所と公害防止協定を締結しており、事業所の自己管理によって地域の環境に配慮した事業活動を行うよう指導している。		
			4	環境森林課		公害苦情処理 (大気)	事業活動などに伴って生じる公害苦情に対して、事業所へ立ち入った状況確認や改善指導を行う。また、必要に応じ県関係機関などと調整する。		
	1-1-2 水質汚濁のない気持ちよく訪れることができる水辺	(1)水質汚濁の監視と情報提供 (2)水質汚濁の発生源対策 (3)生活排水処理の推進	5	環境森林課		環境学習等推進事業 (ホタルの生息調査)	市内13か所でホタル生息数の調査、金井住宅団地汚水処理施設内におけるホタル生息環境整備する。	●	
			6	環境森林課		環境調査事業 (公共用水域水質)	県の水質測定計画に従い、市内を流れる利根川及び吾妻川及びこれらの河川に流入する中小河川の水質調査を継続的に実施する。	●	○
			7	環境森林課		環境調査事業 (特定事業場排水)	特定施設を持つ事業所排水の監視をするため立入調査で採水し、その結果を事業所へ送付し、排水基準の遵守を促す。		○
			8	環境森林課		公害苦情処理 (水質)	事業活動などに伴って生じる公害苦情に対して、事業所へ立ち入った状況確認や改善指導を行う。また、必要に応じ県関係機関などと調整する。		
			9	土木維持課		清流祭り実施事業	自然環境の保全を考えるきっかけとなるよう、利根川河川敷において自然環境と人の調和宣言、河川清掃活動、河川工事PR、ます釣りなど各種プログラムを実施し、市民を含むおおくの参加者に暮らしに関わりの深い「川」を通じて自然環境の大切さを呼びかけ、市民一人ひとりが河川愛護に努めている。		○
			10	上下水道局業務課		管渠整備事業	管路施設(管渠、取付管、マンホールポンプ等)の整備を計画的に実施する。		○

基本方針1【生活環境】安全で安心して生活し続けられるまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
	1-1-3 土壌・地下水汚染のない安全なまち	(1)土壌・地下水汚染の監視 (2)土砂埋立ての規制	11	環境森林課		環境調査事業 (井戸水)	地下水の汚染状況を調べるため希望する市民を対象に井戸水の検査を無料で実施する。		○
			12	環境森林課		環境調査事 (地下水質)	井戸、湧水等の地下水の水質調査(市広報誌により毎年希望調査を実施する。)		○
			13	土木維持課		鉄鋼スラグ対策事業	道路の路盤材や碎石舗装で使用された鉄鋼スラグに環境基準に適合しないフッ素や六価クロムが検出されている。国・県・市で構成する「鉄鋼スラグに関する連絡会議」で出された基本方針に基づき対策を進めていく。		
	1-1-4 騒音や振動が防止された安心できる近隣環境	(1)騒音・振動の監視と情報提供 (2)騒音・振動の発生源対策	14	環境森林課		環境調査事業 (騒音・振動)	騒音・振動環境調査及び事業場監視調査を行う。	●	○
			15	環境森林課		環境調査事業 (自動車騒音)	騒音・振動の特定施設を有する事業所の遵守状況把握及び道路や一般環境、新幹線、高速道路の騒音・振動にかかる調査を行う。	●	○
			16	環境森林課		高速自動車道の騒音防止対策要望	関越自動車道の騒音防止対策について、自治会からの要望を受け、県を介して東日本高速道路側に毎年要望している。要望箇所は、①渋川・伊香保ICから利根川橋までの上下線(平成7年に中村自治会から要望)、②赤城IC料金所東(平成16年に付近住民から要望)だけであるが、騒音測定については、基準値以内であっても測定を続ける。		
			17	環境森林課		公害苦情処理 (騒音・振動)	事業活動などに伴って生じる公害苦情に対して、事業所へ立ち入っての状況確認や改善指導を行う。また、必要に応じ県関係機関などと調整する。		
	1-1-5 悪臭のない快適なまち	(1)悪臭の発生源対策	18	環境森林課		公害苦情処理 (悪臭)	事業活動などに伴って生じる公害苦情に対して、事業所へ立ち入っての状況確認や改善指導を行う。また、必要に応じ県関係機関などと調整する。		
			19	環境森林課		臭気指数規制地域の周知	平成24年4月1日現在、臭気指数による悪臭の規制は渋川市全域となっている(県作成パンフレット)。また、平成25年3月1日都市計画区域の変更(拡大)が行われたため、パンフレットを窓口に設置し周知を図る。		
			20	農政課		畜産環境対策事業	農家と一般住宅の混在化が進む中で、畜産農家周辺住民に対する環境保全を図り畜産農家の安定経営を推進するため、公害防止対策に対して補助金を交付する。		
	1-1-6 放射性物質の影響が少ない安心なまち	(1)空間放射線量の測定と情報提供 (2)食品などの検査 (3)指定区域の解除	21	環境森林課		食品等放射能測定事業	消費者庁より簡易型ガンマ線スペクトロメーターの貸与を受け、自家用農産物や学校給食食材等の放射能簡易検査を実施する。		○
			22	環境森林課		環境調査事業 (放射性物質)	空間放射線量を定期的に測定することにより、福島第一原子力発電所より放出された放射性物質の経過観察を行う。		○

基本方針2【自然環境】緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業	
雄大な自然環境を守る	2-1-1 水資源が健全に循環し自然が保全されるまち	(1)利根川、吾妻川などの河川の保全	23	環境森林課		森林経営管理事業	森林所有者に対し経営管理についての意向調査を実施し、市に管理を任せる意向を示した所有者から経営管理権を取得する。経営管理権を取得した森林のうち、林業経営が成り立つ区域については林業事業者に再委託を行う。		○	
		(2)赤城山、子持山、小野子山などの自然環境の保全	24	環境森林課		森林組合活動事業	渋川広域森林組合の組織管理体制の強化確立を図ること及び林業労働者の就労の長期化、安定化の推進を図り、林業労働力の安定確保に資する目的の経費に対し補助金を交付する。			
		(3)水道水源の保全	25	環境森林課		間伐促進対策事業	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(令和2年度までの時限立法)に基づき、林業者等が実施する間伐に対し補助金を交付することにより、間伐を促進し、森林整備を推進する。	●		
		(4)温泉資源の保全	26	農政課		農業用水等渇水対策施設維持管理事業	上越新幹線トンネル建設工事に伴う小野上地区の農業用水渇水対策施設の維持管理を行う。			
	2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち (重点施策①)	〈重①〉 (1)農地・林地の保全 (2)環境保全型農業の普及 (3)無秩序な開発の防止	(1)農地・林地の保全	27	環境森林課		間伐促進対策事業	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(令和2年度までの時限立法)に基づき、林業者等が実施する間伐に対し補助金を交付することにより、間伐を促進し、森林整備を推進する。	●	
			(2)環境保全型農業の普及	28	環境森林課		緑で包む里山整備事業	地域住民やNPOボランティア団体等が行う荒廃した里山・平地林の整備等に対し補助金を交付する。		○
			(3)無秩序な開発の防止	29	環境森林課		森林環境保全対策推進事業	森林管理体制を整備し、無秩序な入山の禁止、自然破壊の防止、山火事防止などの措置を講じ、自然の機能保全を図る。		
				30	環境森林課		林道環境美化整備事業	森林環境の整備と林道走行の視界不良による事故防止、ゴミの不法投棄抑制のため、林道の除草等を行う。		
				31	環境森林課		竹林整備事業	放置竹林の解消と竹林資源の循環利用の促進を目的とした竹林整備に係る業務委託及び竹林整備を行う市民に対し、竹粉砕機の貸出を行う	●	○

基本方針2【自然環境】緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
			32	農政課	拡充	遊休農地再生利用事業(旧: 荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業)	市内の遊休農地の解消を図るため、農業者等が行う農地再生に要する経費に対して補助金を交付する。		○
			33	農政課		多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源と農村環境の適切な保全管理を推進する。	●	○
			34	農政課		中山間地域等直接支払交付金事業	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、農山村環境を保全するという観点から直接支払を実施する。		○
			35	農政課		小規模農村整備事業	農業の生産性の向上と、農村地域での生活環境の改善や活性化を促すため、ほ場・農道・農業用排水路等を整備する。		○
			36	農政課		赤城西麓用水対策事業	国営赤城西麓水利事業により導水された用水を、各耕地までの畑地かんがい施設の新設を基幹事業とし、併せて区画整理、農地保全、農道整備の農業生産基盤整備事業を一体的、総合的に実施する。		○
			37	土木維持課		清流祭り実施事業②	私たちの身近な自然であり暮らしに関わりの深い「川」を通じて、自然環境の大切さ呼びかけ、一人ひとりが環境にやさしい心を持ち、自ら考え行動し、自然環境の保全に努めることを推進する。		○
生物多様性を守る	2-2-1 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生生物と共存するまち	(1)重要種の保護と特定外来生物などへの対応 (2)有害種への対応 (3)生物多様性戦略の検討	38	環境森林課		有害鳥獣対策事業	有害鳥獣による農林作物被害対策として、捕獲隊による駆除を実施し、被害拡大防止を図る。また、狩猟期には狩猟期以降の農作物等の被害の軽減を図ることを目的に報奨金を交付。また、捕獲による駆除だけでは被害を食い止めるのに困難な状況にあるため、イノシシやシカ等に対して防除効果の高い防護柵(電牧柵及びアニマルネット)を設置する取り組みを支援している。平成31年度からは、一般市民に小動物用の箱わなを貸出す事業を開始し、生息域拡大の防止を図る。		○
			39	文化財保護課	拡充	ヒメギフチョウ生息域環境整備事業	県指定天然記念物のヒメギフチョウの生息環境を整備するため、下草刈り、間伐作業を実施。ヒメギフチョウ保護管理計画に基づき、保護連絡協議会を運営し、バトロール・産卵調査等保護活動を実施する。	●	○

基本方針3【快適環境】地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
歴史と文化をつなぐ	3-1-1 歴史的環境の保全と活用が進んだ魅力あるまち	(1)文化財の保護と活用 (2)歴史的環境の保全と活用	40	文化財保護課		榛名山噴火関連遺跡等活用事業	金井東裏遺跡、中筋遺跡及び黒井峯遺跡等、本市にある榛名山噴火関連遺跡等の総合的かつ一体的な活用を図るに当たり、専門的見地等から広く意見聴取するため有識者会議を設置し、榛名山噴火関連遺跡等を活用した各種取組の検討を行う。		○
			41	文化財保護課		文化財管理事業	市内に所在する指定文化財等の保護・管理、修復・修繕、普及活用等を図る他、伝統文化の継承を支援する。	●	○
			42	文化財保護課		中筋遺跡保存事業	史跡公園として整備し、平成5年7月から公開を開始した県指定史跡中筋遺跡の維持管理を実施する。		
			43	文化財保護課		黒井峯遺跡保存整備事業	国指定史跡黒井峯遺跡(1486)の保存整備・活用を推進する事業。保存整備計画を作成し、復元等による史跡公園化を図ると同時に、広く活用し、かつ史跡の保存に万全を期して維持管理を行う。		
			44	文化財保護課		瀧沢石器時代遺跡保存整備事業	国史跡瀧沢石器時代遺跡の整備・活用を推進。年次計画に基づき、史跡の整備・活用を図る。		○
			45	文化財保護課		文化財普及事業	文化財の普及を目的として、一般市民及び児童を対象に古代米作り体験教室、しめ縄づくり教室、はた織り講座を実施する。		
	3-1-2 文化的活動の進んだ魅力あるまち	(1)伝統文化の保存と継承 (2)市民の文化的活動の活性化	46	生涯学習課		市民総合文化祭実施事業	市民の芸術文化活動の成果を広く紹介するとともに、市民参加を促し、市民芸術文化活動の向上と振興を図ることを目的に実施。効率的かつ円滑な企画運営をするため、市文化協会に事業委託を行う。	●	○
			47	生涯学習課		子ども歌舞伎教室実施事業	地域で保存、継承されている伝統文化である歌舞伎の後継者育成の支援と普及活動を通して、地域の伝統文化に対する関心を高め、地域づくりの推進を図る。		○
			48	生涯学習課		しぶかわ能実施事業	中学生を主とした市民が日本古来の伝統文化に触れ親しみ豊かな情操を育むため、年1回市民会館を会場に能楽(能・狂言・仕舞)を上演し、本物の醍醐味を味わう。		
			49	生涯学習課		文化協会支援事業	市内で活動する各種文化団体の連絡調整と、その活動の支援をすることにより、市民の文化意識の高揚及び芸術文化の向上を図る。		

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
			50	文化財保護課		上三原田の歌舞伎舞台保存活用事業	上三原田の歌舞伎舞台の保存・活用、公開普及を図る。上三原田歌舞伎舞台操作伝承委員会や三原田小学校と連携し、計画的な活用(舞台操作点検・訓練、演技発表)を図る。		○
			51	公民館		公民館学習事業	市民が生涯にわたり主体的に学習し、生きがいのある充実した生活が送れるよう、各種学級などの開催や市民の自発的な生涯学習活動の支援を行う。また、地域住民の各世代の学習ニーズに合わせて、生涯学習講座等を開催する。	●	
			52	美術館		常設展示実施事業	彫刻家・桑原巨守の業績を広く市内外に伝えと共に、彫刻作品に直接触れる機会を観覧者に提供するなど、芸術を身近な存在に感じてもらい、心豊かな市民生活に寄与する(10展)。		○
			53	美術館	拡充	企画展示実施事業	美術館の自主事業として、郷土にゆかりの作家展、若手等作家展、現代美術作家展、市取蔵作品展、応募型美術展など様々な分野の美術を鑑賞する機会を提供し、心豊かな市民生活に寄与する。		○
良好な景観を守る	3-2-1 緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち	(1)公園緑地の充実 (2)まちなみの緑の充実 (3)住宅や事業所の緑化	54	都市政策課		緑化推進事業	苗木配布は、年2回(春と秋)ある緑化推進運動期間に合わせて、各地区で、緑の募金とともに、緑化思想の普及、啓発を図り、市民総参加による緑化推進運動を展開することを目的とする。	●	
			55	都市政策課		街路樹等維持管理事業	街路樹の維持管理や保守管理を実施し、緑豊かな生活環境の整備を図る。		
			56	都市政策課		中村緑地公園整備事業	旧渋川市民ゴルフ場の跡地である中村緑地公園の本格利活用に向けた計画策定及び整備		○
			57	都市政策課		公園維持管理事業	渋川市公園条例に規定されている84公園(都市公園41、その他公園43)の施設の維持管理に努め施設機能の維持保全を図る。		
			58	都市政策課		都市公園等施設管理事業	都市公園等83公園施設(指定管理施設)の運営及び維持管理を行う。		○
			59	都市政策課		花で包む未来の渋川推進事業	花と緑の群馬づくり2011in渋川～ふるさとキラキラフェスティバル～の開催を契機に、「花で包む未来の渋川」を将来像に掲げ、継続して、都市緑化を推進する。様々な主体が協働し、地域間交流を深めながら、コミュニティを形成することができる「いつでもどこかで花のあるまちづくり」を展開する。		

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画 主要事業
	3-2-2 ふらっと歩きたくなるまち づくり	(1)計画的な景観形成 (2)観光資源としての景観の創造 (3)屋外広告物の適正化	60	産業政策課		元気な中心市街地にぎわい創出事業	第2次渋川市中心市街地活性化プランに基づき、中心市街地のにぎわい創出を目的に、市民協働のまちづくりを進めるため、まちづくり市民サポーターの活動を支援する。また、中心市街地通行量調査を実施し、中心市街地の活性化に向けた施策に役立てる。		
			61	観光課		観光施設維持管理事業	観光施設の維持管理及び清掃業務、各施設の更新・改修・撤去等を行う。		○

基本方針4【循環型社会】廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
資源を有効に活用する	4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち (重点施策②)	〈重②〉 (1)ごみの発生抑制(リデュース) (2)再利用(リユース)・資源化(リサイクル)の推進	62	DX推進課 (環境森林課)		DX推進事業 (フォトリポしぶかわ)	道路等の破損やごみの不法投棄などの情報を、フォトリポしぶかわを活用した市民からの情報提供により迅速に把握し、協働して対応することで安全なまちづくりを進める。		
			63	環境森林課		じん芥処理事業 (容器包装分別収集事業)	容器包装リサイクル法に基づきペットボトル・ガラス容器(3種)の収集運搬を行う。	●	○
			64	環境森林課		資源ごみ回収事業	資源の有効利用を促進するため、回収事業を実施する団体等に対し報奨金を交付することで、資源再生の推進とごみ減量化を図る。	●	○
			65	環境森林課		ごみ減量対策事業 (生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金/ 枝葉破砕機購入費補助金)	一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ堆肥化処理容器等や枝葉破砕機の購入者に対して、購入費用の一部を補助する。	●	○
			66	環境森林課		じん芥処理事業 (家電リサイクル事業)	不法投棄された家電4品目を市で回収し、適切な処分を行う。	●	○
			67	環境森林課		じん芥処理事業 (廃食用油回収)	バイオディーゼル燃料の原料とするため、家庭から排出される使用済み天ぷら油の回収を行う。		○
			68	環境森林課	拡充	食品ロス削減推進事業	食品ロスの削減を実現するため、「渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例」を制定し、食品ロスの削減に向けた意識を高め、市民等及び事業者の具体的な実践につなげるよう効果的な情報提供やきっかけづくりを進めます。	●	○

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次 総合計画主 要事業
	4-1-2 ごみが適正に処理される 爽やかなまち (重点施策②)	〈重②〉 (1)適切なごみ収集 (2)ごみ出しのルールやマナーの徹底 (3)ごみ出しが困難な世帯への対応	69	環境森林課		じん芥処理事業	一般廃棄物(可燃・不燃・粗大)の収集運搬業務、廃食用油、廃蛍光灯、小型家電の拠点回収業務及び指定ごみ袋の作成等を行う。	●	○
			70	環境森林課		清掃管理事務所管理事業	洪川地区の一般廃棄物、小型家電と廃食用油等の収集拠点となる清掃管理事務所の維持管理を行う。		○
			71	高齢者安心課		高齢者社会参加促進事業	高齢者が団体で行う清掃活動をはじめとするボランティア活動に対して、報償を支給。将来的には、多世代での活動、自治会や任意ボランティア団体等にも支援を広げたい。		
			72	高齢者安心課		高齢者等ごみ出し支援事業	高齢者及び障害者のごみ出しが困難な世帯に対して、自治会やボランティア団体等の住民互助によるごみ出し支援活動に支援金の交付を行う。		
	4-1-3 不法投棄防止や環境美化が進み、安心できるまち	(1)環境美化などの推進 (2)不法投棄の防止 (3)空き家・空き地の適正管理	73	環境森林課		環境衛生推進事業	地域清掃活動用ごみ袋(洪川市指定袋)の配布、スズメバチ駆除費に対する補助を行う。		
			74	環境森林課		環境衛生推進事業 (不法投棄ごみ監視パトロール)	洪川市環境美化推進協議会各地区で不法投棄パトロールの際に、市民にパトロール中であることを示す表示板を掲示することで、不法投棄防止を呼びかけ、適正なごみの排出を促す。	●	
			75	市民協働推進課		空家等対策推進事業	空家等及び空地を適切に管理することにより、市民の生活環境の保全を図る。また、関係団体との連携により、空家等及び空地の利活用を促進させ、空家等の解消に取り組む。	●	○
			76	建築住宅課		空家解体事業	市民の安心で安全な暮らしを確保し、良好で快適な生活環境の形成、保全を図るため、空家を解体する者に対し補助金を交付する。		○
			77	建築住宅課		空家活用支援事業	空家の利活用を促進し、良好な市街地の形成と定住の促進を図るため、空家のリフォームを行う者に対し補助金を交付する。	●	○
	4-1-4 食品ロスなどの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち	〈重②〉 (1)消費者・店舗取組型の食品ロスの推進 (2)食品ロスの3Rの推進と啓発 (3)推進体制及び協力体制の強化・整備	78	環境森林課	拡充	食品ロス削減推進事業	食品ロスの削減を実現するため、「洪川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例」を制定し、食品ロスの削減に向けた意識を高め、市民等及び事業者の具体的な実践につなげるよう効果的な情報提供やきっかけづくりを進めます。	●	○

基本方針5【地球環境】持続可能な低炭素化を進めるまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
地球温暖化防止活動を推進する	5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち (重点施策①)	＜重①＞ (1)クールチョイス(COOL CHOICE)の推進 (2)地球温暖化対策計画(区域施策編)策定の検討 (3)事業者の環境マネジメントの普及	79	環境森林課	統合	地球温暖化対策推進事業 (電気自動車用急速充電器維持管理事業)	「道の駅こもち」及び「道の駅おのこ」に設置した電気自動車用急速充電器がいつでも使えるよう維持管理を行うことで、環境性能が高い電気自動車の電欠の不安を解消する。	●	
	5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち (重点施策①)	＜重①＞ (1)気候変動の影響の情報収集と提供 (2)地域気候変動適応計画策定の検討	80	危機管理室		防災行政無線維持管理事業	防災行政無線施設の運用及び維持管理を行う。		○
			81	危機管理室		防災備蓄品整備事業	食料と保存水の計画的な備蓄と、防災備蓄品の充実を図る。		○
			82	危機管理室		こども安心防災備蓄品整備事業	乳児用の粉ミルク及び使い捨てほ乳瓶の計画的な整備を図る。また、令和元年度から液体ミルクの計画的備蓄を開始。		○
			83	危機管理室		自主防災組織活動支援事業	市の総合防災訓練の実施や、自主防災組織への活動支援 「自主防災組織等活動支援補助金」の対象事業に、令和2年度に体制強化事業を追加、令和3年度から資機材整備事業に感染症対策用品を追加及び補助率を2/3に引き上げた。	●	○
			84	危機管理室		緊急防災情報配信サービス事業	令和3年度からスマートフォンや携帯電話で緊急情報を受信できない方へ、電話やFAXを活用して配信する。防災行政無線戸別受信機の購入、設置費用の一部を補助する。		
			85	危機管理室		災害時応援協定事業	大規模な災害が発生し、本市又は協定締結先の市町が被災した場合に、相互に救援物資の提供等を行うほか、締結事業者からの本市への優先的援助、復旧支援等を行う。		

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
	5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所 (重点施策①)	〈重①〉 (1)事務・事業の効率化 (2)市有施設のエネルギー性能の向上	86	財産活用課		公有資産経営事業	各所管が管理する各施設情報の把握。公共施設等総合管理計画に基づき、数値目標である「平成26年度から令和25年度までの30年間で公共施設等の総延床面積を15%縮減」を実現するため、施設のあり方などを整理した実施計画の進行管理を行う。		○
			87	環境森林課	統合	地球温暖化対策推進事業 (地球温暖化対策実行計画推進事業)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務・事業に起因する温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、温暖化防止の実効計画を策定し、率先して計画の推進を図る。	●	○
エネルギーを有効に活用する	5-2-1 エネルギー効率のよいライフスタイル	(1)省エネルギー型ライフスタイルの普及 (2)事業活動の省エネルギー行動の促進 (3)住宅の省エネルギー化	88	環境森林課	統合	地球温暖化対策推進事業 (住宅用スマートエネルギー機器設置助成事業)	太陽光発電や木質燃料等のクリーンエネルギーの自家消費を促進し、温暖化対策及び蓄電池の設置によるレジリエンスの強化を目指し、住宅のスマートエネルギー化に資する機器等を導入する者に対して補助を行う。	●	○
			89	建築住宅課		住宅エコリフォーム支援事業	脱炭素社会に向け、既存住宅の省エネ化を促すため、住宅の省エネ改修に対し補助を行う。	●	○
	5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち (重点施策①)	〈重①〉 (1)自然エネルギーの活用 (2)バイオマスの活用	90	環境森林課	統合	地球温暖化対策推進事業 (再生可能エネルギー機器設置助成事業)	太陽光発電や木質燃料等のクリーンエネルギーの自家消費を促進し、温暖化対策及び蓄電池の設置によるレジリエンスの強化を目指し、住宅のスマートエネルギー化に資する機器等を導入する者に対して補助を行う。	●	○
			91	環境森林課	新規	地球温暖化対策推進事業 (クリーンエネルギー自動車助成事業)	CO2を排出せず、環境負荷が少ない次世代モビリティの電気自動車等の普及を目的として、EV若しくはPHVを導入した者に対し補助を行う。		
			92	環境森林課	統合	地球温暖化対策推進事業 (地域新エネルギービジョン推進事業)	洪川市地域新エネルギービジョンの総合評価で有望と評価された「太陽光」「バイオマス」などを活用したエネルギーの利用を推進する。		

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次 総合計画主要事業
5-2-3 都市インフラと公共交通の省エネルギーが進んだまち	(1)公共交通の活用 (2)自転車の活用 (3)次世代モビリティの活用 (4)環境負荷の小さい都市構造と社会資本の形成の検討		93	交通政策課		乗合バス運行費補助事業	市民の日常生活に必要な交通手段確保のため、市町村乗合バスの運行を委託しているバス業者に対して、補助金を交付する。	●	○
			94	交通政策課		バス交通活性化推進事業	乗合バスの安全な運行を維持するとともに、バスの利便性の向上を図るため、バス車両更新の補助やデマンドバス運行管理システムの運用、バスマップの更新等を行う。		○
			95	交通政策課		JR在来線利用促進事業	JR上越線及び吾妻線の沿線市町村で構成する「渋川・吾妻地域在来線活性化協議会」を通じたPR活動により、在来線の利用者増加を図る。	●	
			93	危機管理室		交通安全啓発事業	交通安全啓発のため、小学生に対する自転車の点検整備と正しい乗り方教室を実施する。		○
			97	環境森林課	統合	地球温暖化対策推進事業 (電気自動車用急速充電器維持管理事業)	「道の駅こもち」及び「道の駅おのこ」に設置した電気自動車用急速充電器がいつでも使えるよう維持管理を行うことで、環境性能が高い電気自動車の電欠の不安を解消する。	●	○
			98	危機管理室		防犯灯設置及び維持管理事業	安全で安心なまちづくりを実現するため、防犯灯の設置と維持管理を実施する。		○
			99	土木維持課		交通安全施設整備事業	交通安全施設の整備を計画的に実施することで、市民が安心して、安全に通行できることを目的に、交通弱者(幼児・老人・身障者等)を交通事故から守ると共に交通の円滑化と安全で快適な生活環境の整備を図る。		○
			100	都市政策課		自転車駐車場管理事業	渋川駅3、敷島駅1、伊香保県道松井田線沿い1の5つの所管駐輪場について、自転車駐輪場内の定期的な整理、撤収作業を実施する。		
			101	交通政策課		JR八木原駅周辺整備事業	JR八木原駅の自由通路、駅舎、東西駅前広場及び東側アクセス道路を整備する。		○
102	都市政策課		JR渋川駅周辺整備事業	立地適正化計画及び渋川駅周辺地域再生構想の策定に先行して、鉄道利用者の多様なニーズに対応した渋川駅の再整備をする。		○			

基本方針6【学習・参加】地域協働による環境づくりをするまち

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
環境学習、環境情報の共有を推進する	6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち (重点施策③)	〈重③〉 (1)環境学習の促進、環境啓発 (2)環境に関する情報の共有	103	環境森林課		環境学習等推進事業 (親子の環境学習会)	幼児期や小学校低学年を対象として、身近な自然を利用した遊びを通して、自然に親しみ、自然のすばらしさを感じる機会を提供する。	●	
			104	環境森林課		環境学習等推進事業 (エコ・リーダーズセミナー)	市民環境大学を修了し「洪川市エコ・リーダー」の認定を受けた者を対象にセミナーを開催し、地域における環境学習活動や環境保全活動の中心的役割を担うことが出来る人材の育成を図る。	●	
			105	環境森林課		環境まつり実施事業	3R活動の推進、処理困難物の回収、地球温暖化防止、省エネなどの啓発を目的とした「しづかわ環境まつり」を洪川市環境美化推進協議会へ委託し、実施する。	●	
			106	環境森林課		環境学習等推進事業 (市民環境大学)	地域における環境保全活動の先導役となる環境市民を養成するため、「市民環境大学」を平成14年度から継続して開催。受講者には年5回の講座を通して、環境に関する様々なテーマを学んでもらう。年4回以上出席するなど一定の要件を満たした受講者は、地域の環境保全活動の先導役としてのエコ・リーダーに認定する。		
			107	環境森林課		環境基本計画の進行管理	実施計画を策定し、PDCAサイクルに基づいた進行管理を実施する。また、環境指標の点検結果、評価結果などを市民にもわかりやすい方法で公表する。		
			108	環境森林課		「洪川の環境」の発行	良好で快適な環境を保全・創造するために、本市の環境の現状や前年度に実施した事業をとりまとめた「洪川の環境」を発行する。		
			109	産業政策課		工業技術振興交流会実施事業	各企業の第一線で活躍している幹部社員の意見・情報交換の場として交流会を実施し、地域の特性を活かした魅力ある製品開発や販路開拓を進め、産業の活性化を促進していく。		○
			110	生涯学習課		生涯学習推進（出前講座）	市民が主催する学習会などへ、市の職員等が様々な学習メニューを出前する。また、講座の充実と広報、ホームページを活用し市民に周知する。		

基本目標	個別目標	施策	No.	所属	区分	事業名	事業概要	指標掲載	第2次総合計画主要事業
	6-1-2 地域環境資源を未来につなぐまち	(1)地域環境資源の情報提供 (2)地域環境資源に関する分野横断的な取組	111	広報室 〈環境森林課〉		広報しぶかわ発行事業	毎月1日に広報紙を発行し、市内全世帯に配布する。		○
			112	広報室 〈環境森林課〉		ホームページ運用事業	市の情報を迅速に伝達するため、市ホームページを開設し、その管理・運営、更新作業を行う。		○
			113	DX推進課 〈環境森林課〉		統合型GIS事業	統合型GISを活用し地理空間情報の共有化による業務の効率化・高度化とインターネットを通じた公開により市民サービスの向上を図る。		○
進参 する、 協働を推	6-2-1 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち	(1)市民参加の拡充 (2)協働の取組の推進	114	市民協働推進課		NPO・ボランティア支援事業	情報の収集や提供とNPO・ボランティア団体のリスト整備による活動支援の充実とNPO・ボランティア支援センターを運営する。	●	○
			115	市民協働推進課		自治会連合会等支援事業	・市行政を円滑かつ効率的に実施するための事業委託、自治会活動を支援するための補助金を交付する。 ・「広報しぶかわ」等を広報紙の発行日に自治会長宅等へ配布することを義務づける。		○

